

鈴鹿市告示第62号

鈴鹿市市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の基準等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の基準等に関する要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の基準等に関する要綱（平成10年鈴鹿市告示第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p><u>鈴鹿市市営住宅の家賃等の減免又は徴収猶予の基準等に関する要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号。以下「条例」という。）第16条、<u>第20条又は第55条の3第3項の規定による家賃、敷金又は駐車場の使用料の減免又は徴収猶予</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 <u>この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）<u>政令月収</u> <u>公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」とい</u></p>	<p><u>鈴鹿市市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の基準等に関する要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号。以下「条例」という。）第16条<u>又は第20条の規定に基づく家賃又は敷金（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収猶予</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

う。) 第1条第3号の収入をいう。

(2) 収入分位 令第2条第2項に規定する入居者の収入の区分をいう。

(3) 収入分位1 収入分位のうち、入居者の収入が最も低い区分をいう。

(家賃の減免の対象者及び額)

第3条 条例第16条に規定する家賃の減免の対象者及び減免の額は、次の表のとおりとする。

特別の事情	減免の対象者	減免の額
1条 例第16条第1号に規定する特別の事情	(1) 入居者又は同居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護受給者であつて、当該市営住宅の家賃の額が同法の規定により支給される住宅扶助費の額を超える者	家賃の額と住宅扶助費の額との差額
	(2) 入居者又は同居者が生活保護法による住宅扶助の	家賃の全額

(家賃の減免の対象者及び額)

第2条 家賃の減免の対象者及び減免の額は、次の表のとおりとする。

減免の対象者	減免の額
(1) 入居者又は同居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護受給者であつて、当該市営住宅の家賃の額が同法の規定により支給される住宅扶助費の額を超える者	当該家賃と住宅扶助費との差額
(2) 入居者又は同居者が生活保護法による住宅扶助の受給者であつて、疾病による入院加	当該家賃の額

	<p>受給者であつて、疾病による入院加療等のため、住宅扶助費の支給が停止される者</p>		<p>療等のため、住宅扶助費の支給が停止される者</p>	
<p>2 条 例 第 16 条 第 2 号 に 規 定 す る 特 別 の 事 情</p>	<p>入居者又は同居者が病気のため、おおむね6月以上の療養を必要とし、当該療養に要する費用のうち、入居者又は同居者が負担する額（以下「療養費自己負担額」という。）の支払により生活が困窮すると認められる者</p>	<p>政令月収から1月当たりの療養費自己負担額を控除して得た額に応じた家賃の額と家賃の額との差額。ただし、収入分位1に該当する場合は、1月当たりの療養費自己負担額を政令月収で除して得た数（小数点以下第3位の数は、これを</p>	<p>(3) 入居者又は同居者が病気のため、おおむね6月以上の療養を必要とし、当該療養のため、収入を得ることができないと認められる者</p>	<p>当該世帯の政令月収に応じた家賃の額</p>

		切り捨てる。)を家賃の額に乗じて得た額と家賃の額の50%に相当する額のいずれか小さい額		
3 条 例 第 16 条 第 3 号に 規定 する 特別 の事 情	入居者又は同居者で災害により著しい損害を受けた者。ただし、その損害が入居者又は同居者の責めに帰さない場合に限る。	次の区分に応じた額 (1) 当該住宅の損傷が特に著しいため、市長が使用不能と認める場合は、その認定期間中の家賃の額 (2) 当該住宅の損傷が著しいため、市長が使用するの	(4) 入居者又は同居者で災害により著しい損害を受けた者。ただし、その損害が入居者又は同居者の責めに帰さない場合に限る。	次の区分に応じた額 (1) 当該住宅の損傷が特に著しいため、市長が使用不能と認める場合は、その認定期間中の当該家賃の額 (2) 当該住宅の損傷が著しいため、市長が使用するの

		に不便と認める場合は、その認定期間中の家賃の額の50%に相当する額			に不便と認める場合は、その認定期間中の当該家賃額の50%に相当する額
4 条 例 第 16 条 第 4 号に 規定 する 特別 の事 情	<u>入居者及び同居者で収入を得ている者の退職又は転出等により年度途中で収入が減少した者であって、市長が収入の再認定を行わない者</u>	<u>家賃の額と収入分位に応じた家賃の額との差額</u>	(5) <u>入居者及び同居者</u>	<u>当該世帯で主たる収入を得ている者の退職又は転出等により、収入が著しく減少した者</u>	<u>当該世帯の政令月収に応じた家賃の額</u>
5 条 例 第 16 条 第 5 号に 規定 する 特別 の事 情	<u>前各号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認める者</u>	前各号の減免の額に準じて、市長が定める額	(6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</u>		前各号の減免の額に準じて、市長が定める額

2 前項の規定により計算した減免の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(敷金の減免の対象者及び額)

第4条 条例第20条に規定する敷金の減免の対象者及び減免の額は、次の表のとおりとする。

特別の事情	減免の対象者	減免の額
1 条例第16条第1号から第3号までに規定する特別の事情	前条第1項の表の左欄の第1項から第3項までの区分に 応じ、それぞれに定める同表の中欄の対象者に該当する者	市営住宅の敷金の額の50%に相当する額
2 条例第16条第5号に規定する特別の事情	前号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認める者	前号の減免の額に準じて、市長が定める額

2 前項の規定により計算した減免の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(駐車場の使用料の減免の対象者及び額)

(敷金の減免の対象者及び額)

第3条 敷金の減免の対象者及び減免の額は、次の表のとおりとする。

減免の対象者	減免の額
(1) <u>災害により住宅が滅失した者。ただし、火災は類焼に限る。</u>	当該敷金の額の50%に相当する額
(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</u>	同号の減免の額に準じて、市長が定める額

第5条 条例第55条の3第3項に規定する駐

車場の使用料の減免は、第3条第1項の表の左欄の特別の事情（第4項の特別の事情を除く。）があると認める場合において、同表の中欄の対象者に該当する者のうち、必要と認める者に対し、それぞれ同表の右欄の市営住宅の家賃の減免の額を市営住宅の家賃の額で除して得た額（小数点以下第3位の数は、これを切り捨てる。）を駐車場の使用料の額に乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（減免又は徴収猶予の申請）

第6条 家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を

受けようとする者にあつては鈴鹿市市営住宅条例施行規則（平成9年鈴鹿市規則第64号）第13条第1項に規定する市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書に、駐車場使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者にあつては同規則第28条の6第2項に規定する市営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）～（3） 略

（4） 病気療養の理由により申請しようとする者については、医師が発行する診断書及び当該療養に要する1月当たりの療養費自己負担額を証明する書類

（5） 収入を得ている者の退職又は転出等

（減免又は徴収猶予の申請）

第4条 家賃等の減免又は徴収猶予を受けよ

うとする者は、鈴鹿市市営住宅条例施行規則（平成9年鈴鹿市規則第64号）第13条第1項に規定する市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）～（3） 略

（4） 病気療養の理由により申請しようとする者については、医師が発行する診断書及び当該期間中収入を得ることができなくなったことを明らかにする事業主等が発行する証明書

（5） 主たる収入を得ている者の退職又は

の理由により申請しようとする者については、その事実を証明する書類

(6) 略

(家賃の減免の期間)

第7条 家賃の減免の期間は、申請書を受理した月の翌月からその月の属する年度の末月までとする。ただし、その期間内に第3条第1項の表の中欄の対象者に該当する者 (第4項の対象者を除く。) でなくなったときは、その月までとする。

(届出義務)

第8条 家賃の減免を受けた者は、第3条第1項の表の中欄の対象者に該当する者 (第4項の対象者を除く。) でなくなったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(家賃の減免相当額の納付)

第9条 第3条第1項の表の中欄の対象者に該当する者 (第4項の対象者を除く。) でなくなったにもかかわらず、引き続き家賃の減免を受けた者は、当該対象者に該当する者でなくなった日の属する月の翌月分 から減免を受けた月までの当該減免の額に相当する額を返納しなければならない。

(家賃の減免の更新)

第10条 家賃の減免の期間が満了後、引き続き減免を受けようとする者は、当該減免の期間が満了する日の属する月の末日 までに、改めて第6条の規定による申請を行わなければならない。

転出等の理由により申請しようとする者については、その事実を証明する書類

(6) 略

(家賃の減免の期間)

第5条 家賃の減免の期間は、申請書を受理した月の翌月からその月の属する年度の末月までとする。ただし、その期間内に第2条の表各号に定める減免対象者でなくなったときは、その月までとする。

(届出義務)

第6条 家賃の減免措置を受けた者は、減免事由が消滅した場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

(家賃の減免相当額の納付)

第7条 家賃の減免事由が消滅しているにもかかわらず、引き続き減免措置を受けた者は、減免事由が消滅した日の属する月の翌月分 から減免措置を受けた月までの減免相当額を納付しなければならない。

(家賃の減免の更新)

第8条 家賃の減免期間満了後引き続き減免措置を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月末 までに、改めて第4条の申請手続をとらなければならない。

(家賃の徴収猶予の対象)

第11条 市長は、第3条第1項の表の左欄の特別の事情があると認める場合において、同表の中欄の対象者に該当する者のうち、必要と認める者に対し、家賃の徴収猶予を行うことができる。

2 前項の規定は、申請日からおおむね6月以内に、家賃の支払能力が回復すると認められる者を対象とする。

第12条 略
(準用)

第13条 第7条から前条までの規定は、駐車場の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、第11条第1項中、「特別の事情」とあるのは「特別の事情(第4項の特別の事情を除く。)」と読み替えるものとする。

(敷金の徴収猶予の対象)

第14条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者に対し、敷金の徴収猶予を行うことができる。

(1)・(2) 略
(移転指導)

第15条 市長は、家賃の減免又は徴収猶予の申請者に対し、必要に応じてより低額な家賃の市営住宅に移転するよう指導することができる。

(家賃の徴収猶予の対象)

第9条 市長は、第2条の表各号に掲げる事由に係る者に対して、家賃の徴収猶予を行うことができる。ただし、申請日からおおむね6月以内に、家賃の支払能力が回復すると認められる者を対象とする。

第10条 略

(敷金の徴収猶予の対象)

第11条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者に対して、敷金の徴収猶予を行うことができる。

(1)・(2) 略
(移転指導)

第12条 市長は、家賃の減免又は徴収猶予の申請者に対して必要に応じ低家賃の住宅に移転するよう指導することができる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。